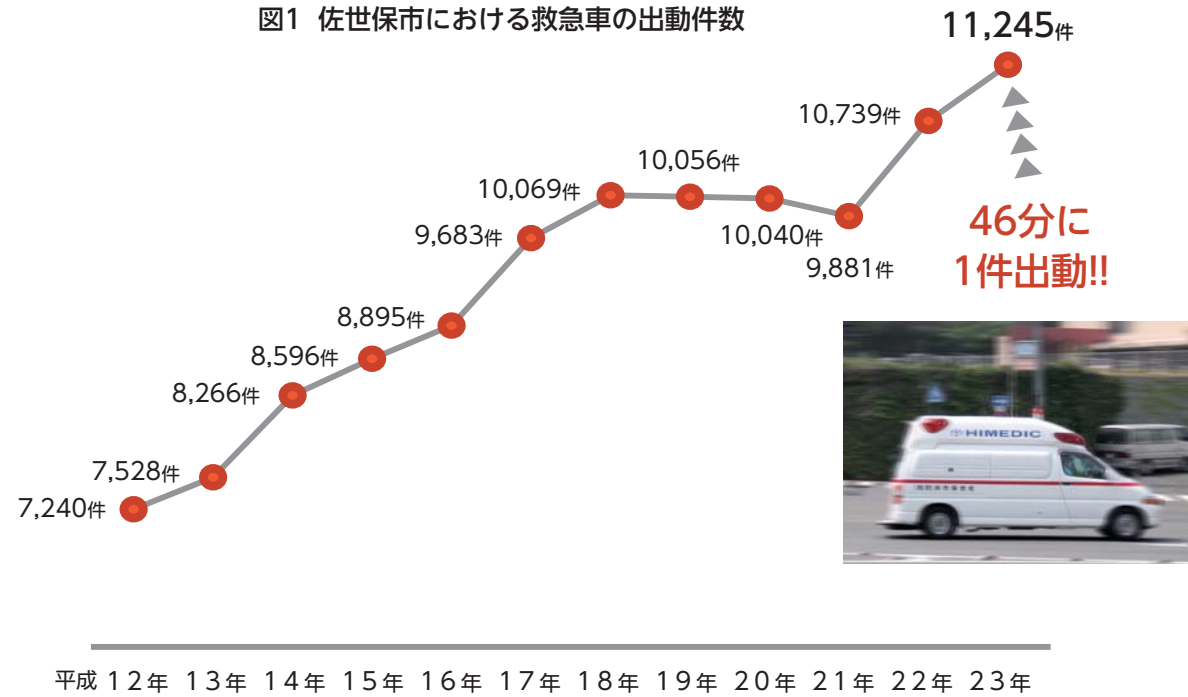


図1 佐世保市における救急車の出動件数



特集 佐世保の救急医療 命に関わるお願いです

46分に1件の割合で出動する救急車。診療時間外に年間約三万人の患者を受け入れる救急病院。今、佐世保の救急医療の現場では、救急の必要性がないにもかかわらず救急車を呼んだり、救急病院にかかったりする人が増え、大きな問題になっています。高齢社会が進み、医師不足などが懸念される中、このままでは本当に救急車を必要としている人への適切な救命処置が遅れ、救える命が救えなくなる恐れがあります。今回の特集では、佐世保の救急医療の現状や受け入れ体制、救急医療を維持していくために市民の皆さんにお願いしたいことなどをお知らせします。



- 119番通報から救急車出動までの訓練の様子(写真上から)
- 市内全域からの119番通報を受ける消防局指令課
 - 通報を受ける指令課職員
 - 救急隊員の執務室
 - 通報を受けてから直ちに救急車へ向かう救急隊員
 - 救急用の上着を着用する隊員
 - 救急車に乗り込む隊員
 - 救急車で現場へ急行する隊員

救急車出動 1万1245件

本市における救急車の出動件数は、1年間では約31件になり、約46分に1件の割合で出動したことになります。平成22年から2年連続で増加傾向にあり、平成12年の7240件と比較すると、約1.6倍になっています。

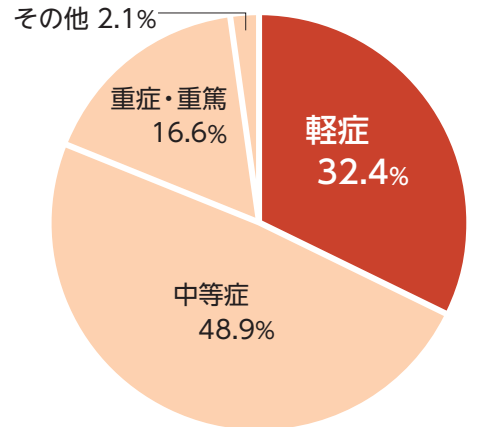
救急搬送者の約3割は軽症者

救える命を確実に救うため、救急隊員は「1秒でも早く」との思いで現場に駆け付けます。しかし、救急車で搬送した患者を傷病の程度別に見てみると、全体の約3人に1人は「軽症者」となっています(図2)。

近年、単なる「酒酔い」や「突き指」、「鼻血」「風邪」など、明らかに緊急性が低いと思われる傷病で救急要請する人が増えており、タクシーやバスなど交通機関代わりに救急車を利用する人なども数多く見受けられます。また「救急車を使つと診療時間外でも診てもらえる」「救急車なら待たずに診てもらえる」など誤った認識を持った人も少なくありません。

そのような心ない行動をなくし、今後も適切な救急活動を行っていくためには、わたしたち一人一人が本市の救急医療の現状をしっかり認識し、体制や仕組みなどについて理解を深めることが必要です。

図2 救急車で搬送される患者の傷病程度別の割合(平成23年)



軽症：入院加療を必要としない症状
 中等症：入院を必要とし、重症に至らない症状
 重症：3週間以上の入院を必要とする症状

左から 中央消防署消防第二係 山口隆消防士長
 // 岸本強消防士長
 // 樋口茂伸副消防士長



症状の程度に応じて3段階に分けて対応

軽症

初期救急医療

入院や手術などが必要としない比較的軽症の患者の診療を行います。

① 市立急病診療所

診療科目	診療時間	診療日
夜間救急 内科 ・小児科	20～23時	月～土曜 (祝日と年末年始を除く)
休日救急 内科・外科 ・小児科	10～18時	日曜・祝日・ 年末年始(12月31日～1月3日)

※保険証を持って診療終了時間の15分前までに受け付けを行ってください。

② 休日在宅当番医

(歯科・眼科・耳鼻咽喉科)

当番医は市立急病診療所にお尋ねいただくか、市ホームページをご覧ください。

症状の程度

二次救急医療

入院や手術などが必要な重篤な患者に対応します。原則として、119番通報により救急車で搬送される患者を対象としています。

〔二次救急病院(輪番制)〕

市立総合病院、佐世保共済病院、佐世保中央病院、長崎労災病院、杏林病院、三川内病院、俵町浜野病院、福田外科病院、京町内科病院、久保内科病院、千住病院

三次救急医療

二次救急病院で処置できない重症患者や複数の診療科にわたる重篤な患者などに高度で専門的な医療を提供します。

〔三次救急医療機関〕

市立総合病院救命救急センター(佐世保市)、長崎医療センター救命救急センター(大村市)、長崎大学病院救命救急センター(長崎市)

重症

市立総合病院救命救急センター

4月1日に開設した本市初の三次救急医療機関。市立総合病院内の集中治療室(ICU)4床、ハイケアユニット(高度治療室、HCU)4床など合計20床を救急専用病床として活用。平成25年度末までに同病院内の敷地に6階建ての専用棟を建設する予定。



重症救急患者の最後のとりでとして

市立総合病院は、佐世保・県北地区における地域完結型の救急医療を実施するため、24時間365日体制で救急医療を提供する三次救急医療機関「市立総合病院救命救急センター」を開設しました。

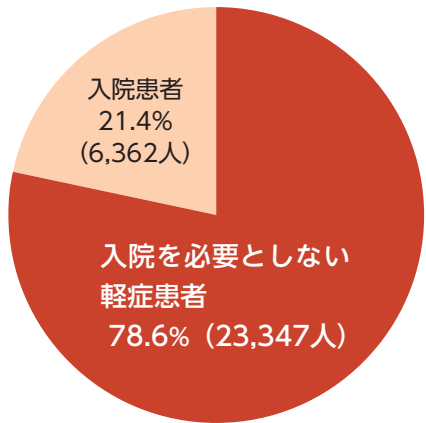
診療は当院の救急専任医師と長崎大学等から招聘する救急専門医などが行います。また救急

医療に関して、若手医師(研修医、レジデント)などへ技術指導を行ったり、県北地域の医療スタッフや市民の皆さんへ啓発活動を行ったりしながら、地域の救急医療のレベルアップを図るとともに、救急に従事する人材を育成します。

このセンターが、命に関わる重症救急患者の最後のとりでとして、今後も佐世保市の三次救急医療を担っていくためには、軽症の場合はかかりつけ医や急病診療所を受診していただくなど、市民の皆さんが救急医療のことをよく理解し、協力していただくことが必要です。これからも、どうぞよろしくお願ひします。

※患者が三次救急医療機関を直接受診することは原則的に行いません。

図3 佐世保市の二次救急病院における夜間・休日等の患者の受け入れ状況(平成22年)



増加する診療時間外の軽症患者

本市にある二次救急病院が診療時間外(夜間・休診日)に受け入れた患者は年間2万9709人に上り、そのうち約8割は入院を必要としない軽症患者となっています(図3)。

近年、二次救急病院では、救急車で搬送される患者に加え、診療時間外に歩いて来院する患者(ウォーク・イン)なども増えています。そうした軽症患者への対応が、二次救急病院としての救急業務に支障を来したり、勤務医の疲弊につながったりするなど、大きな問題となっています。



市立急病診療所 ☎25-3352
高砂町5の1(中央保健福祉センター1階)

3段階の体制と救命救急センターの開設

本市の救急医療は、患者の症状の程度に応じて、「初期」「二次」「三次」という3段階の体制を整備しています。

「初期救急医療」とは、入院の必要がない比較的軽症の患者に対応するもので、本市では主に「市立急病診療所」がこの役割を担っています。

「二次救急医療」とは、入院治療や手術等が必要な重篤な患者に対応するもので、原則として、119番通報により救急車で搬送される患者を対象としています。本市では市内11の病院が輪番制で対応しています。

「三次救急医療」では、二次救急病院で処置できない重症患者や複数の診療科にわたる重篤な患者などに、高度で専門的な医療を提供します。県内では、これまで大村市と長崎市の2病院が指定されていましたが、4月1日、本市は県内で3カ所目の三次救急医療機関となる「市立総合病院救命救急センター」を開設しました。

休日や夜間に体調が悪くなったら… 突然

1 比較的「軽症」のときは…

車や徒歩などで「急病診療所」を受診しましょう。
※診療時間などは4ページを参照。

2 自分で病院に行った方がいいのか？
救急車を呼んだ方がいいのか？
など、判断に「迷った」ときは…

救急医療機関案内「23・8199」に電話しましょう。患者の状態に応じた応急手当や医療機関などを案内します。24時間いつでも利用できます。

3 「緊急」を要するときは…

「119番」に電話し、救急車を呼びましょう。

救急車を利用するのはこんなとき!

- 呼んでも返事がない(意識がない)
- 急に激しい頭痛・胸痛・腹痛がある
- 呼吸が苦しい、顔が真っ青、息をしていないようだ
- けいれんが続いている
- 急にろれつが回らなくなった、手足の動きが悪くなった
- 車にはね飛ばされた
- 高いところから転落し、大きなけがをした
- 大量に出血している など

知っていると安心! お役立ち情報

- 長崎県小児救急電話相談センター ☎#8000(プッシュ回線)、095-822-3308 相談時間: 19時~翌朝8時
夜間、子どもの急な病気やけがで対処に困ったり、医療機関を受診すべきかどうか判断に迷ったりしたときに、看護師等が電話で相談に応じ、対処方法などをアドバイスします。
- 佐世保市医師会ホームページ 検診や救急医療などの案内、活動内容を紹介 <http://sasebo.nagasaki.med.or.jp/>
- ながさき医療機関情報システム 長崎県内の医療機関の検索サイト <http://iryuu.pref.nagasaki.jp/>

市民の皆さんへ 命に関わるお願いです!



「コンビニ受診」とは
昼間に受診できたはずなのに、「自分の都合で、外来の診療を行っていない休日や夜間の時間帯に、病院の救急外来を受診すること」を言います。

なぜ、いけないの?
コンビニ受診が増えると、本当に救急医療を必要とする患者の受け入れや、入院患者の急変に対応できなくなるからです。また、勤務する医師の中には、休憩時間も取ることができずに翌日の診療に支障が出たり、過酷な勤務に疲れ、医療の現場から離れていく医師が増えたりと、地域医療の崩壊につながる原因にもなります。

コンビニ受診をしないためには
体調が悪くなったら、早めにかかりつけ医を受診しましょう。また健康診断を積極的に受け、病気の予防や早期発見に努めることなども大切です。
休日や夜間の時間帯に体調が急に悪くなり、どう対処してよいか分からない場合は「救急医療機関案内電話(23-8199)」を、子どもの場合は「長崎県小児救急電話相談センター」(☎#8000、☎095-822-3308)をご利用ください。



「かかりつけ医」とは
日常的な診療だけでなく、健康に関することなどを広く相談できる、身近な医院や診療所の医師のことです。

短い待ち時間でじっくりと診療
かかりつけ医の医院では、通常、大きな病院に比べて待ち時間が短く、受診の手続きも簡単です。また待ち時間が短い分、じっくりと診療を受けることができ、大きな病院では予約が必要な検査がすぐにできる場合もあります。
患者本人だけでなく、家族全員の健康の相談相手として、かかりつけ医を持つことは、安心できる生活を送る第一歩になります。

かかりつけ医と病院の連携
かかりつけ医は、入院や詳しい検査が必要と診断した患者に適切な治療を受けてもらうため、「紹介状」を作成し、連携している医療機関を紹介します。
「紹介状」があると、紹介先の病院で診察や検査を待たずに治療を受けることができます。また今までの検査や診療の情報が事前に提供されるため、効率的な治療を受けることができ、医療費の抑制にもつながります。

- 問い合わせなど
- 消防局の救急統計に関すること 消防局警防課 ☎23-2598
 - 地域医療全般に関すること 医療政策課 ☎24-1111
 - 市立総合病院救命救急センターに関すること 市立総合病院企画情報室 ☎24-1515